

令和 8 年度
(2026 年度)

あなたの家の【第一期募集】 耐震化の工事をしませんか！！

～伊丹市住宅耐震化促進事業のご案内～



伊丹市では、震災の教訓をふまえ、「安全・安心のまちづくり」を推進するため、住まいの耐震化を促進しています。

この事業は、耐震診断の結果、安全性が低いとされた住宅の所有者等に対して、市が建替工事費補助のほか、耐震改修工事費補助、除却工事費補助、防災ベッド等設置助成等を行っています。



伊丹市マスコット
たみまる

◎対象住宅等

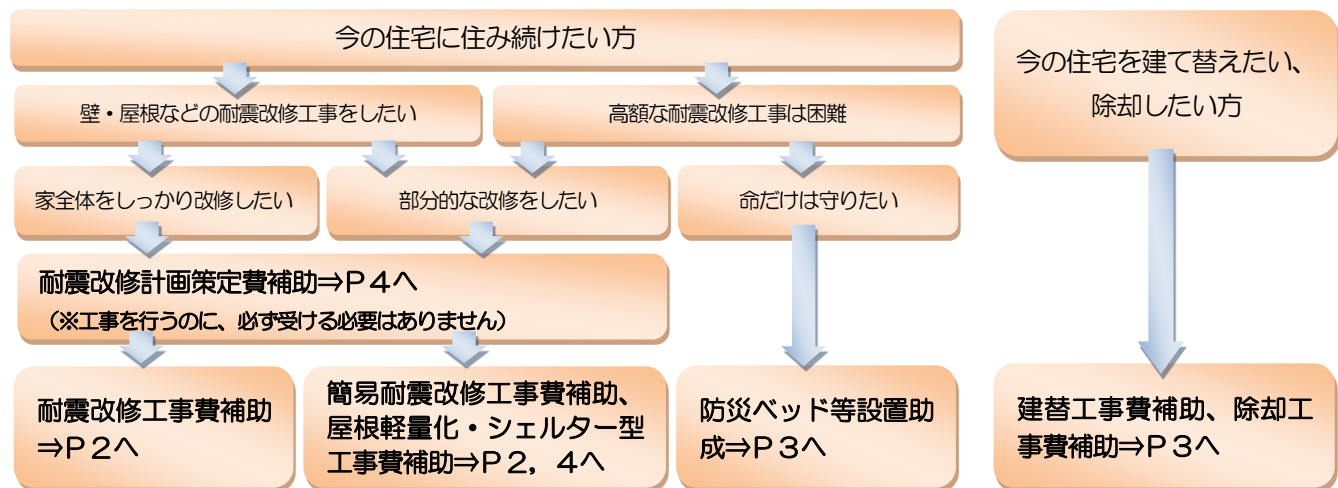
受付期間	令和 8 年（2026 年）6 月 1 日（月）から 令和 8 年 8 月 7 日（金）まで ※受付期間に関わらず、予定数に達し次第終了する場合がありますので、申請される方は あらかじめ市建築指導課（784-8065）へお電話ください。
対象住宅	昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日以前に建築に係る工事に着工された住宅 ※平成 17 年（2005 年）6 月 1 日以降に増築又は改築された住宅は原則対象外ですが、一部対象となる場合がありますのでご相談ください。 ※各種工事補助により、詳細条件があります。

●補助メニュー概要

補助の種別名	補助対象の内容	補助額	対象住宅		
			戸建	※マンション	その他
建替工事費補助	建替えによって安全性を確保する工事	最大 115 万円	○		
除却工事費補助	安全性の低い住宅を除却する工事	最大 60 万円	○		
耐震改修工事費補助	筋違い等を設置し安全性を確保する工事	最大 115 万円（戸建の場合）	○	○	○
簡易耐震改修工事費補助	耐震診断・耐震改修計画の策定及び筋違い等を設置し安全性を確保する工事	最大 60 万円	○		
屋根軽量化工事費補助	屋根を軽量化する工事	最大 60 万円	○		
シェルター型工事費補助	居室内の安全性を確保する工事	最大 60 万円 高齢者のみ居住の場合：最大 85 万円	○		
防災ベッド等設置助成	安全な空間を確保する防災ベッド等の設置	定額 10 万円	○		
耐震改修計画策定費補助	耐震診断・耐震改修計画の策定	最大 400 万円		○	

※マンションとは、共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として 3 階以上のものです。

●「住宅の耐震化に向けた補助」の検討フロー



詳細はお問合せください。このご案内に記載の補助要件等については、記載していない条件もあります。

- 耐震改修工事等を実施した業者は、申請者に代わって伊丹市からの補助金を受領できるようになっています（代理受領制度）※別途申請が必要です。
- 令和 8 年度より、住宅の所有者等が高齢者の場合、当該所有者等の **2 親等以内の親族** でも補助申請が可能になりました。

●耐震改修工事費補助



対象者	【マンション以外の場合】 - 伊丹市内に対象となる住宅を所有する方 - 所得が 1,200 万円（給与収入のみの場合は、給与収入が 1,395 万円）以下の方 - 兵庫県民（個人）であること 【マンションの場合】 伊丹市内に対象となるマンションを所有する方（区分所有のマンションにおいては管理組合）												
対象住宅	下記の条件をすべて満たす住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のもの）を含む。） ア 昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日以前に建築に係る工事に着工されたもの イ 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの <table><tr><td>代表例</td><td>区 分</td><td>耐震基準</td></tr><tr><td rowspan="3">非木造</td><td>木造住宅</td><td>総合評点 1.0 未満</td></tr><tr><td>鉄筋コンクリート造 又は鉄骨鉄筋コンクリート造 （1 次診断）</td><td>構造耐震指標（I_s）が 0.8 未満</td></tr><tr><td>鉄骨造</td><td>構造耐震指標（I_s）が 0.6 未満</td></tr></table>			代表例	区 分	耐震基準	非木造	木造住宅	総合評点 1.0 未満	鉄筋コンクリート造 又は鉄骨鉄筋コンクリート造 （1 次診断）	構造耐震指標（I _s ）が 0.8 未満	鉄骨造	構造耐震指標（I _s ）が 0.6 未満
代表例	区 分	耐震基準											
非木造	木造住宅	総合評点 1.0 未満											
	鉄筋コンクリート造 又は鉄骨鉄筋コンクリート造 （1 次診断）	構造耐震指標（I _s ）が 0.8 未満											
	鉄骨造	構造耐震指標（I _s ）が 0.6 未満											
対象経費	安全性を確保する（耐震診断評点 1.0 以上等）ための、次の工事（附帯工事を含む。）に要する経費 ア 柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強 イ 屋根の軽量化 ウ 火打ち梁や構造用合板による床面の補強												
補助金額	- 戸建住宅：対象経費の 5 分の 4 又は 115 万円のいずれか低い額（千円未満は切り捨て） - マンション：対象経費の 3 分の 1 又は 1 平方メートル当たり 5,000 円を乗じて得た額（千円未満は切り捨て。限度額 1,000 万円） - その他：対象経費の 5 分の 4 又は 45 万円に補助の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じて得た額のいずれか低い額（千円未満は切り捨て。限度額 1,000 万円）												

●簡易耐震改修工事費補助

対象者	下記の対象者が、対象住宅に実施する簡易耐震改修工事費（総額が 50 万円以上の工事に限る。）に対して、補助を行います。 - 伊丹市内の対象となる住宅を所有する方 - 所得が 1,200 万円（給与収入のみの場合は、給与収入が 1,395 万円）以下の方 - 兵庫県民（個人）であること
対象住宅	以下の全ての要件を満たす戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のもの）を含む。） ア 昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日以前に建築に係る工事に着工されたもの イ 耐震診断の結果、評点が 0.7 未満又は I_s 0.3 未満のもの
対象経費	補助事業の対象となる住宅の所有者が実施する耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費
補助金額	対象経費の 5 分の 4 又は 60 万円のいずれか低い額（千円未満は切り捨て） ただし、実績報告時に耐震診断報告書を提出する場合、耐震診断の結果が、上部構造評点 0.7 以上もしくは I_s 値 0.3 以上であることが確認できた場合、定額 3 万 3,000 円

●建替工事費補助

対象者	下記の対象者が、対象住宅を建替え要件の住宅に同位置で建て替える工事（総額が115万円以上の工事に限る。）に対して、補助を行います。 - 伊丹市内に対象となる住宅を所有する方 - 除却する住宅の所有者又はその2親等以内の親族が自己の居住の用に供するもの。 - 新築する住宅の所有者 - 所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円）以下の方 - 新たに建築しようとする住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合していること - 兵庫県民（個人）であること
対象住宅	以下の全ての要件を満たす戸建住宅 ア 昭和56年（1981年）5月31日以前に建築に係る工事に着工されたもの（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。） イ 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの ウ 所有者又はその2親等以内の親族が自己の居住の用に供するもの
対象経費	除却する住宅の除却に要する経費及び住宅の新築工事に要する経費の一部又は全部
補助金額	補助の対象となる経費の5分の4又は115万円のいずれか低い額

●除却工事費補助

対象者	下記の対象者が、対象住宅を除却する工事に対して、補助を行います。 - 伊丹市内に対象となる住宅を所有する方 - 所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円）以下の方 - 個人であること
対象住宅	以下の全ての要件を満たす戸建住宅 ア 昭和56年（1981年）5月31日以前に建築に係る工事に着工されたもの（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。） イ 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの
対象経費	除却する住宅の除却に要する経費（延べ面積に1㎡あたり34,100円を乗じて得た額を限度とする。）
補助金額	補助の対象となる経費の23%又は60万円のいずれか低い額（千円未満は切り捨て）
その他	補助事業の対象となる除却工事は、建設業法別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた事業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第21条第1項に規定する登録を受けた事業者（除却工事を行う者として著しく不適当であると市長が認める事業者を除く。）との契約による工事であること。

●防災ベッド等設置助成

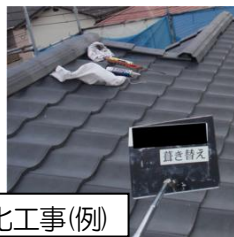


対象者	下記の対象者が、対象住宅に実施する防災ベッド等の設置（総額が10万円以上の工事に限る。）に対して、補助を行います。 - 伊丹市内の対象住宅の居住者 - 所得が1,200万円（給与収入のみの場合は、給与収入が1,395万円）以下の方
対象住宅	以下の全ての要件を満たす戸建住宅 ア 昭和56年（1981年）5月31日以前に建築に係る工事に着工されたもの（賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗部分の面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る）を含む。） イ 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの
対象経費	防災ベッド等の設置に係る経費（防災ベッド等の設置に際して必要となる床の補強に係る経費を含む。）
補助金額	1件当たり定額10万円

●屋根軽量化・シェルター型工事費補助



屋根軽量化工事(例)



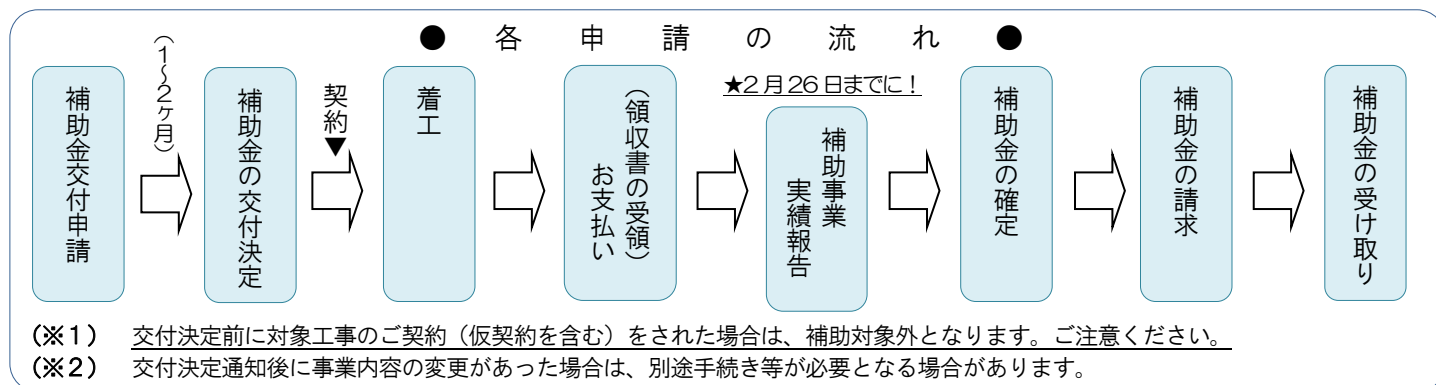
シェルター型工事(例)



対象者	下記の対象者が、対象住宅に実施する屋根軽量化工事費（総額が50万円以上の工事に限る。）、シェルター型工事費（総額が10万円以上の工事に限る。）に対して、補助を行います。 - 伊丹市内の対象となる住宅を所有する方 - 所得が1,200万円（給与収入のみの場合は、給与収入が1,395万円）以下の方 - 兵庫県民（個人）であること				
対象住宅	以下の全ての要件を満たす住宅 ア 昭和56年（1981年）5月31日以前に建築に係る工事に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1／2未満のもの）を含む。） イ 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの（屋根軽量化の場合、右表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のものに限る。）		屋根の仕様		上部構造 評点
			改修前	改修後	
			非常に重い 屋根	軽い屋根	0.4
			重い屋根	軽い屋根	0.5
			非常に重い 屋根	重い屋根	0.5
補助金額	- 屋根軽化工事費補助：補助の対象となる経費又は60万円のいずれか低い額 - シェルター型工事費補助：補助の対象となる経費又は60万円のいずれか低い額※ ※高齢者のみが居住する場合は増額（補助の対象となる経費又は85万円のいずれか低い額）				

●耐震改修計画策定費補助

対象者	下記の対象者が、対象住宅に実施する計画策定に対して、補助を行います。 伊丹市内の対象となるマンションを所有する方										
対象住宅	以下の全ての要件を満たす住宅 - ア 昭和56年（1981年）5月31日以前に建築に係る工事に着工されたもの（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が2分の1未満のものに限る）を含む。） - イ 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの										
補助金額	下記のいずれか低い額（千円未満は切り捨て。限度額400万円） (1) 補助の対象となる経費に補助率を乗じて得た額 (2) 右表に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる交付限度額単価を乗じて得た額	<table><tr><th>面積区分</th><th>交付限度額単価</th></tr><tr><td>1,000 ㎡以内の部分</td><td>2,400 円/㎡</td></tr><tr><td>1,000 ㎡を超えて 2,000 ㎡以内の部分</td><td>1,000 円/㎡</td></tr><tr><td>2,000 ㎡を超える部分</td><td>700 円/㎡</td></tr></table>	面積区分	交付限度額単価	1,000 ㎡以内の部分	2,400 円/㎡	1,000 ㎡を超えて 2,000 ㎡以内の部分	1,000 円/㎡	2,000 ㎡を超える部分	700 円/㎡	
面積区分	交付限度額単価										
1,000 ㎡以内の部分	2,400 円/㎡										
1,000 ㎡を超えて 2,000 ㎡以内の部分	1,000 円/㎡										
2,000 ㎡を超える部分	700 円/㎡										



☆耐震改修工事、簡易耐震改修工事、屋根軽量化工事の補助を受ける場合は、工事業者が、兵庫県（住宅政策課）の兵庫県住宅改修業者登録制度又は兵庫県（建築指導課）の事業者グループの登録をしていることが必要です。

事業の詳細及び概要については、下記までお問い合わせ下さい。

【お申し込み窓口・お問い合わせ先】9：00～17：00まで（土・日曜、休日を除く）

伊丹市 都市活力部 都市整備室 建築指導課 TEL 072-784-8065